

市職員の給与などを公表

「地方公務員法」と「狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や職員数などの状況をお知らせします。

地方公務員法では、職員の給与、勤務時間、勤務など、運営状況の公表を定めています



1. 職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●5年度人件費(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支※1	人件費(B)	人件費率(B/A)
148,872人 (6年1月1日現在)	53,273,382千円	665,470千円	8,226,029千円	15.4%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額

●5年度職員給与費(普通会計決算)

職員数 ※2(A)	給与費※3				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当※4	期末勤勉手当	計(B)	
803人	2,917,974千円	846,838千円	1,285,003千円	5,049,815千円	6,289千円

※2 5年4月1日現在。再任用短時間勤務職員は含みません

※3 給与費は再任用短時間勤務職員を含みます ※4 退職手当は含みません

●一般行政職の級別職員数

区分	級別								計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	—
職員数	66人	125人	75人	126人	87人	56人	14人	12人	561人
構成比	11.8%	22.3%	13.4%	22.4%	15.5%	10.0%	2.5%	2.1%	100.0%

※狭山市の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数(税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職は含みません)

●5年度職員手当の状況

区分	内容	1人当たり支給年額
期末・勤勉手当	期末手当2.45月分、勤勉手当2.05月分 ※職務の級などによる加算措置あり	1,595,631円
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の12%	443,742円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険などの業務に従事する職員に対して支給	30,564円
扶養手当	①配偶者6,500円 ②子10,000円 ③親など6,500円	214,587円
住居手当	借家など…家賃に応じて支給(最高28,000円)	296,741円
通勤手当	①電車など…運賃相当額 ②車など…通勤距離に応じた額	75,214円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給	545,179円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	307,121円

●特別職の報酬など

職	給料・報酬	期末手当	退職手当
市長	970,000円	4.4月分	給料月額(円)×在職月数×0.4025
副市長	815,000円		
教育長	750,000円		
議長	510,000円	4.4月分	給料月額(円)×在職月数×0.23
副議長	460,000円		
常任委員長・ 議会運営委員長	450,000円		
議員	440,000円		

●職員(一般行政職)の初任給

(6年4月1日現在)

区分	狭山市	国
大学卒	202,400円	196,200円
高校卒	176,100円	166,600円

●職員の平均年齢・平均給料月額

(6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.9歳	311,700円
技能労務職	58.7歳	305,500円

●5年度ラスパイレス指数※5

一般行政職	技能労務職
101.3	121.6

※5 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

●職員の退職手当

区分	支給率	
	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分

※支給率は、県市町村総合事務組合の支給率例に基づくものです

2. 職員の任免と職員数 職員の採用・退職や昇任、職員数など

●職員の採用・退職者

区分	事務職	技術職	福祉・医療職	教育職	技能労務職	小計	再任用	合計
退職	15人	1人	9人	3人	1人	29人	18人	47人
採用	35人	2人	12人	3人	0人	52人	2人	54人
職員数	557人	109人	189人	21人	15人	891人	46人	937人

※退職は5年度、採用・職員数は6年4月1日現在

●昇任の状況 (6年4月1日付)

区分	男	女
部長昇任者	3人	0人
次長昇任者	3人	1人
課長昇任者	8人	3人
主幹昇任者	10人	6人

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件

標準的な勤務時間や休暇制度など

●勤務時間の概要(標準的なもの)

月～金曜日、8時30分～17時15分(7時間45分勤務)

●休暇制度の概要・種類

- ▶有給休暇…年次有給休暇、病欠休暇、特別休暇(産前産後、子の看護、忌引、結婚など)
- ▶無給休暇…介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業、配偶者同行休業

●年次有給休暇平均取得日数(5年1月～12月)

平均取得日数	14.8日
--------	-------

●5年度育児休業・部分休業取得者数

育児休業	65人
部分休業	18人

4. 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申し立て

5年度、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申し出および相談はありませんでした。

地域貢献活動などの兼業制度を始めました

6年4月から、市職員が勤務時間外に報酬を得て地域貢献活動を行えるようになりました。これにより、地域活動の担い手不足解消への取り組みや多様な働き方の選択ができるようになりました。今年度は、狭山新茶の茶摘みや枝豆の収穫などの作業に従事しました。



▲枝豆の収穫



▲狭山新茶の茶摘み

○対象となる活動の例

- ・地域の産業や農業の支援
- ・スポーツや文化活動の指導者
- ・NPO法人や地域団体などの活動

○主な条件

- ・勤務時間外の活動であること
- ・合計時間数が週8時間以下か月30時間以下の活動であること など

市職員を募集(7年4月1日付採用)

募集職種 ①一般事務職(障害者対象) ②土木技術職(経験者・障害者対象含む) ③建築技術職(経験者・障害者対象含む)

募集人数 若干名

試験科目 個人面接、SPI3

応募方法 電子申請で職員課へ

※内容は変更になる場合があります



実施試験	日程
1次試験(筆記)	1月中旬
1次試験(面接)	1月中旬
2次試験(面接)	2月中旬

問合せ 職員課へ ☎2936-9851